

(要旨)

代表質問

(平成20年第3回定例区議会)

自由民主党議員団

桜井 ただし

平成19年度決算と財政健全化判断指標について

問 今決算では、懸念されていた「三位一体の改革」に伴う税源の逆移譲の影響により、特別区民税は前年度対比で約11億円が減少し、特別区財政調整交付金となる法人2税も減収となる可能性が高い。そこで、区長は今後の財政運営をどのように認識しているのか。さらに、減収局面入りが予想される、財政運営の舵取りについて考えを問う。また、本区の財政健全化判断指標を踏まえ、引き続き財政の健全化を確保していく区政運営の課題は何か。

答 本区の財政状況は決算数値を見る限り堅調で、財政健全化指標からも健全な状況であるが、楽観視はしていない。今後の財政運営については、区民生活の安心を支え、区民の目線で効果的な施策を打ち出すため、不断の行財政効率化に取り組み、強い財政基盤を確立したい。

旧庁舎跡地の活用について

問 区役所旧本庁舎の用地は、その立地からも極めて貴重な財産であり、区民の暮らしに豊かさや安心をもたらす活用を検討すべきである。区は区民の意見を聞くパブリックコメントを実施し結果がまとまったと聞くが、区民の声にどのように答えるのか、区長の所見を伺う。

答 多岐にわたる意見が多く寄せられた。こうした意見を踏まえ、区民が安心して暮らし続けられる活用の方向性をまとめ、議会と協議しながら考え方を固めていきたい。

(仮称)高齢者総合サポートセンターについて

問 「医療と介護の連携」は高齢者施策の重要課題である。療養病床の再編を控え、住み慣れた地域や自宅での在宅医療を支える必要がある。(仮称)高齢者総合サポートセンターの機能、特に医療と介護の連携の検討状況を問う。

答 24時間365日対応の総合相談拠点を中心に、医師と連携の取れた訪問看護ステーションなどの機能とケアマネジャーやホームヘルパーの介護事業者とを、相談事例に沿ってコーディネートする仕組み等を検討している。その他、「都区のあり方検討委員会、長寿(後期高齢者)医療制度について」質問がありました。

日本共産党区議団

木村 正明

介護保険制度について

問 来年4月は、介護保険制度の3年ごとの見直しの時期を迎える。そこで①都市の実態にあった介護報酬の引き上げを、国に求めるべきでは②制度の見直しの中で、特別養護老人ホームの増設をどう位置付ける予定なのか③制度の改善が、保険料の値上げを引き起こす。そこで、国庫負担の拡充を国に要求すべきでは④低所得者の負担増を避けるために、介護給付準備基金を活用すべきでは⑤区独自の負担軽減制度を、より多くの方に利用していただくために、資産要件を撤廃すべきでは。

答 ①特別区長会で、意見をまとめ、国への要望を行った
②保険料負担に直結し、安易に建設推進の判断は出来ない③利用者へ直接影響しない対策を、国へ要望していく
④低所得者の保険料負担の軽減は、別途対応している⑤次期の介護保険事業計画策定の中で検討していく。

区立図書館について

問 図書館に指定管理者制度を導入して一年半が経過した。文部大臣は、指定管理者制度は図書館になじまないと述べている。そこで、①現在の図書館運営を区は、どう評価するのか②区に移管される日比谷図書館にも同制度を導入する予定なのか。

答 ①区の期待を十分に達成している②指定管理者の導入も視野に入れて運営方法を検討していく。

地球温暖化対策について

問 都市再生の名のもと、東京は、専ら超高層ビルと高速道路建設を中心とした事業が進められ、CO₂の排出量も増えた。そこで、地球温暖化対策を進める上で①都市再生路線の転換が必要では②取り組み主体ともいえる市民と自治体の果たす役割を、いかに認識しているのか。

答 ①都市再生は、単に超高層ビルの建築が目的ではなく、地域貢献という形で地域の課題につなげていく、まちづくりのツールの一つであると認識している②区にかかわる、すべての人々が主役となり、一人ひとりの行動が大きな力になると考える。

公明党議員団

大串 ひろやす

住民に身近な都市計画を目指して!

問 アメリカの作家ジェーン・ジェイコブスは近代的な都市計画を批判して言った。「超人的なスケールの構造物が視覚的な既存の秩序を破ったというばかりでなく、そこにあつた生活のきずな、クラブや学校区を通じて行われるコミュニケーションのつながり―までも切断してしまつたのである」と。つまりハードのみを優先とする都市計画ではなく、地域のこと、生活のこと、子どものことなどのソフト面もあわせもつた都市計画が必要であるというのだ。同感である。そこで、その視点から以下の3点を質問する。

①策定後10年を経過した区の都市計画マスタープランを見直し、改定する必要があると考えるがどうか。
②平成12年の都市計画法改正の主旨は、住民参加のまちづくりを可能にすることであつた。しかし、それは自治体の条例によるとされた④区としてその条例策定の予定はあるのか⑤まちづくりにおいては、住民のハード、ソフト両面からの取り組みが必要である。ハードの計画を地区計画とすればソフトの計画は地域コミュニティ計画と考える。これらを総合するまちづくり条例の策定を提案する。所見は。
③「地区計画策定のための手引き」など、都市計画に関する知識と情報を住民にわかりやすく提供する義務が自治体にはある。今後どう行うのか。

答 ①マスタープランの改定等については、地域主体のまちづくりが基本であり、その取り組み方、仕組みづくりがまず重要となるので今後の検討とさせていただきます
②④都市計画法第16条第3項また第17条の2は、地区計画の策定に際して、多くの人が意見を述べ、また提案出来ることされたものであり必要と考えている。早急に千代田区というまちの実態に合わせた形で制度を構築していく⑤総合的なまちづくり条例は、かねてから論議のある自治基本条例と絡んでいるので、時間をいただきたい。なお、コミュニティ論については、論議がかみ合わないで差し控えるたい。
③わかりやすい「地区計画策定のための手引き」等の作成は、必要と考えている。また、まちづくりの指標となる情報や内容を、視覚的に提供する等方法を検討していく。